

めいわくな時代

「紀州のドン・ファン」事件から見る、マスコミの偏向報道について

文 佐々木寿郎

text by Toshiro Sasaki

2 018年8月、「紀州のドン・ファン」こと野崎幸助さん(享年77歳)

が生前に遺言書を残していたと報じられました。野崎さんは5月に急性覚醒剤中毒で急死しており、その死因に不審な点があるとして、事件発生当時からマスメディアで頻繁に取り上げられていました。

遺言状の内容は「遺産の全てを出身地の田辺市に寄付する」というもので、2月に結婚したばかりの妻が「遺留分」<sup>※1</sup>を請求するかに注目が集まりそうです。この事件の初期報道がさながらミスリードドラマのように演出されていたことを思うと、今後の報道姿勢に一抹の不安が残ります。

例えば、野崎さんが死亡する前にその愛犬が死亡していたことを受け、一部の報道機関は愛犬から覚醒剤が検出される可能性を示唆し、愛犬に薬物を投与した「容疑者」がいるかのようには報じました。しかし、愛犬から覚醒剤

が検出されなかったことは後に証明されています。

また、野崎さんに比べ妻の年齢が若いことから、この女性が遺産目当ての犯行に及んだのだと結論を誘導するかのよう報道も見受けられました。この女性が法律に基づき遺留分権を行使した場合、マスメディアによる過剰な報道が再燃するかもしれません。仮に渦中の人物が無実だとしても、後の生活に支障をきたす恐れがあります。

「犯人」の特定は客観的な事実に基づいて判断する必要があります。メディアが特定の個人を「犯人」に仕立て上げる危険性を有していることは、歴史が証明しています。

本件はネット上でも様々な記事になっており、断片的で不確実な情報も多々あります。しかし新聞や雑誌、テレビ番組といったメディアの偏向報道を論理的に批判する発信も見受けられます。自身で情報を集め、分析するこ

とにより、新聞や雑誌、テレビ番組などのメディアに頼るよりも中道的な見解を得ることが可能です。

※1 兄弟姉妹以外の相続人が最低限の遺産を確保するために設けられた制度。相続財産の一定割合を取得できる権利(遺留分権)を指す。(民1028条)

Profile

シエンプレ株式会社 代表取締役社長  
1976年、長野県生まれ  
2009年 シエンプレ株式会社取締役に就任し、ネット上の風評被害対策、webリスク対策を立ち上げる  
2012年 同社代表取締役に就任  
2014年より警察庁のサイバーパトロール業務を受託し、  
2015年には業界団体一般社団法人WEBリスク対策事業者協会を立ち上げ、代表理事に就任。業界の健全化に取り組んでいる

SIEMPLE

